

## 大綱の策定について

## 1 大綱の定義（法第 1 条の 3 第 1 項）

- ① 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定するものではない。
- ② 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
- ③ 地方公共団体の長が地域の実情に応じて策定する。

## 2 対象期間

4 年～5 年程度を想定

## 3 策定に係る協議（法第 1 条の 3 第 2 項）

大綱の策定又は変更については、総合教育会議において協議する。

## 4 公表（法第 1 条の 3 第 3 項）

大綱を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 5 地方公共団体の長の権限の制約（法第 1 条の 3 第 4 項）

地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではない。

## 6 教育振興基本計画との関係

（文部科学省からの通知より）

- ① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい。

## 7 大綱と教育振興基本計画の関係

	大綱	教育振興基本計画
法的根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項（政府の教育振興基本計画）に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。（義務化）	教育基本法第17条第2項 地方公共団体は、第17条第1項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。（努力義務）
策定主体	地方公共団体の長 （総合教育会議において教育委員会と協議し策定）	地方公共団体
計画の内容	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標及び方針	教育の振興に関する基本的な方針及び具体的な施策
対象期間	4～5年を想定	宝塚市の計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間（前期5年、後期5年）

## 8 大綱の策定にあたっての考え方

（背景）

- ① 地方公共団体の長は、民意を反映する立場であるとともに、教育行政において、教育委員会の所管事項に関する予算編成や条例提案などの権限を有している。
- ② 近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

（目的）

地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより

- ① 地域住民の意向のより一層の反映
- ② 地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

（留意点）

本市の教育行政における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方針については、総合計画及び教育振興基本計画との整合性を図る必要がある。